

令和 6 年 8 月 1 4 日

令和 5 年度 特別の教育課程の実施状況等について

学 校 名	管理機関名	設置者の別
沖縄アミークスインターナショナル小学校 沖縄アミークスインターナショナル中学校	学校法人アミークス国際学園	私立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の公表 URL
沖縄アミークスインターナショナル小学校 沖縄アミークスインターナショナル中学校	https://www.amicus.ed.jp/about/specialed

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表 URL	学校関係者評価結果の公表 URL
沖縄アミークスインターナショナル小学校 沖縄アミークスインターナショナル中学校	https://www.amicus.ed.jp/about/specialed	

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- 計画通り実施できている
- 一部、計画通り実施できていない
- ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

※(1)で「一部、計画通り実施できていない」又は「ほとんど計画通り実施できていない」を選択した場合は、必ず記載する。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- 実施している
- 実施していない

<特記事項>

4. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

本校では、「自分で考え、学び、行動し、自分の将来を自分で切り開く自立した子どもを育てる」ことを学校教育目標としており、さまざまな国籍を背景に独自の文化や多様な生活経験を持った教師や子どもたちが共に学び、日常的な行動の中から国際性を身につけさせることができる。英語イメージ教育と特別に編成された教育課程を実施することで、コミュニケーションツールとしての英語を身につけ、多様な中で生きる子どもたちにいろいろなことを挑戦させ「行動する子」を育成している。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

教育基本法第二条第五項に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」とあり、学校教育法第二十一条第三項には「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」とある。英語イメージ教育と特別に編成された教育課程を実施する中で、単なる「国際理解教育」の枠を超え、子ども達が国際社会の平和と発展に寄与し、国際社会の中でもリーダーシップが発揮できるよう、国際社会で欠かすことのできない外国語（英語）能力の習得、リーダーとして求められる資質を育成しており、学校教育法に示す学校教育の目標につながっている。

5. 課題の改善のための取組の方向性

教育の成果については保護者から一定の評価を得ていることがアンケート調査等の結果から確認できている。

今後、児童生徒のさらなる英語力の向上を目指し、英語科のカリキュラムを見直し、学校教育全体としてのよりよい教育課程実現に向けた改編に取り組む必要があると考える。

また、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用でき、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な情報活用能力の育成を目指しあらゆる教科・領域でタブレット端末などを積極的に活用していくと同時に、情報モラル教育の充実にも取り組んでいきたい。